

児童虐待防止対策の抜本的強化について①（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な見直しを検討する。

② 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

③ 相談窓口の周知・徹底

・189(いちはやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

法 ① 介入的な対応等を的確に行うことができるようするための体制整備

・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

法 ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、
弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

法 ・児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。
・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

法 ④ 第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施

⑤ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

・新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。
・専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。

⑥ 児童福祉司等への処遇改善

・手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

法 ・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

法 ・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。

法 ・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
・中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

③ 一時保護所の環境改善・体制強化

・適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

・2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、支援を拡充する。

② 要保護児童対策地域協議会の充実強化

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

法 ・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

・スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

・児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(6)DV対応と児童虐待対応との連携強化等

法 ① DV対応と児童虐待対応との連携強化

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

(7)関係機関間の連携強化等

法 ① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

② 児童相談所・市町村における情報共有の推進

・全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。

③ 保護者支援プログラムの推進

・専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。

④ 児童相談所と警察の連携強化

⑤ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

・児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

・里親の負担軽減（一時的に子どもを預かるサービスの利用促進）や手当の充実等。

② 特別養子縁組制度等の利用促進

・特別養子縁組の成立要件を緩和する（養子となる者の年齢の上限を引き上げる）等の見直しを行う。

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

④ 自立に向けた支援の強化

・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。